

問題提起者 応用地質(株) (元)常勤監査役 石北 俊彦
コーディネータ (株)ニチリョク 常勤監査役 宮崎 芳光

内部統制報告制度の現状と監査役の役割

1. はじめに
2. 二つの内部統制制度の概要
3. 二つの内部統制制度の運用実態
4. 二つの内部統制での監査役の役割
5. 内部統制の課題

資料編

1. 2006年5月1日会社法(旧法)施行【資料1】
2. 2015年5月1日会社法改正【資料2】
3. 2007年9月30日金商法改正(旧証券取引法)【資料3】

1.はじめに

会社法における内部統制と金融商品取引法(金商法)における内部統制の報告制度を考察しました。

まず、二つの内部統制制度の概要において、それぞれに謳われている内部統制とはどういうものを整理したうえで、内部統制の限界について検討しました。更に、二つの内部統制が、実際の現場でどのように運営されているか確認しました。次に、二つの制度において、それぞれに求められる監査役の立ち位置、役割をまとめました。最後に、二つの内部統制が抱える課題をクローズアップし、今後二つの制度がどのような方向性をもって進むべきかを検討しました。

2.二つの内部統制制度の概要

(1) 内部統制とは

- ・ **internal control** の訳語。直訳すれば「内部のコントロール」あるいは「組織内において正確な記録が維持されているかチェックすること」。
- ・ 一般的な定義としては「企業などの組織内において、業務に支障を来すようなリスクに対応するための決まりごとを設け、組織の中の人々がそれに基づいて業務を行っていくプロセス」となる。
- ・ 内部統制には、①業務の有効性・効率性 ②財務報告の信頼性 ③法令等の遵守 ④資産の保全、と4つの目的がある(詳細後述)と言われる。内部統制とは企業にとって単にマイナスを防ぐためのシステムではなく、①④などのように業績への貢献等のプラスをもたらすシステムでもある。

- ・有効な内部統制は、資本市場において優れたガバナンスを有する企業であることを示す指標のひとつであると言える。

(2) 会社法における内部統制

○2006年5月1日会社法（旧法）施行 【資料1】

※法文上は「内部統制」という用語は使われていない。

- ・大会社である取締役会設置会社は、「業務の適正を確保するための体制」を取締役会で決定しなければならない。
- ・会社法及び同法施行規則で規定する「業務の適正を確保するための体制」とは内部統制の目的からすれば、その一部を指し示しているに過ぎない。
- ・会社法は内部統制の整備を求めているというより、取締役の責任との関連で取締役会として決定すべき事項として焦点をあてて規定している。それは具体的には法令等の遵守（コンプライアンス）を中心とした全社的內部統制である。
- ・会社法はあくまでも取締役会が、内部統制の基本方針として如何なる決定を行う必要があるか規定しているだけで、この方針を受けてどのような内部統制を構築するかは経営者の判断に委ねられている。
- ・これらの決定事項は事業報告にその概要の記載が求められており、それは監査役の監査報告の対象となる。

○2015年5月1日会社法改正 【資料2】

（会社法改正における大きな変更点）

- ・従来、会社法施行規則に規定されていた「企業集団の業務の適正を確保するための体制」が会社法の本則に格上げされた。従来よりも企業集団における内部統制を重要視しているといえる。
- ・内部統制に関する事項が監査役に報告されることを求めている。親会社に限らず、企業集団の状況を監査役に報告するとともに、通報者に対する保護の体制も求めている。
- ・監査役の監査を支えるための体制強化が図られている。従来の監査役スタッフの指揮命令に関する体制整備や監査に要する費用等の処理体制の整備が求められている。
- ・親会社においては、子会社から内部統制の状況の報告を受けることにより企業集団の内部統制の運用評価をすることが求められることになった。そして年度末には事業報告にその内部統制の運用状況の概要が記載され、監査役の監査を受けることになり、最終的には監査役監査報告の対象となる。

(3) 金商法における内部統制

○2007年9月30日従来の「証券取引法」から改正 【資料3】

- ・上場会社その他政令で定めるものは「内部統制報告書」を「有価証券報告書」と併せて内閣総理大臣に提出しなければならないと規定されている。
- ・ただし金商法では、経営者が内部統制を評価し報告する「内部統制報告書」を作成・提出し、監査法人の監査証明を受けなければならないとだけ規定されており、詳細は企業会計審議会の下で設定される基準等に委ねられている。

- ・その他、両報告書と併せて、代表者による「確認書」の提出をすべての上場企業に義務付けた。
- ・2000年代に入り発生したエンロン事件などの巨額粉飾決算事件をきっかけに、米国において2002年7月にサーベインズ・オックスリー法（SOX法）が制定された。
- ・金商法は米国SOX法の一連の規定に対応するものと言われ、時にこの内部統制報告書制度が日本版SOX法（J-SOX法）と言われることがある。しかし、「内部統制報告書制度」はほんの一部であり、J-SOX法と言うなら「確認書制度」や「有価証券報告書の虚偽記載に対する罰則強化・課徴金制度」「監査人の独立性規制」等も含めて全体を理解する必要がある。

(4) 内部統制の基本的枠組み

○企業会計審議会が定めた「内部統制報告基準」「実施基準」ではその冒頭に、「内部統制の基本的枠組み」が規定されている。

- ・これは何かの規則を定めているのではなく、内部統制とは何かを明らかにするために内部統制の概念や考え方を説明しているもので、言わばCOSOの内部統制フレームワークに相当するものと言える。

【COSOのフレームワークとは】

- ・COSO = The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission
(トレッドウェイ委員会支援組織委員会)
- ・「不正な財務報告に関する全国委員会（トレッドウェイ委員会）」を人的・資金的に支援した5つの団体（アメリカ公認会計士協会、アメリカ会計学会等）によって設立された。
- ・国際的には事実上の内部統制の標準モデル「国際標準（デファクトスタンダード）」と言え、国際化している企業環境の中でCOSOとは別のモデルで内部統制を構築するのは難しい。
- ・「内部統制の基本的枠組み」は、実際には日本企業の構造や監査役制度を含めた社会制度等を考慮してCOSOのフレームワークを加筆修正したものと言えよう。

○内部統制の定義

（「内部統制の基本的枠組み」より）

内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の四つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びIT（情報技術）への対応の六つの基本的要素から構成される。

表 1：日本の内部統制の基本的枠組みの特徴

	日 本	ア メ リ カ
目 的	(1) 業務の有効性及び効率性 (2) 財務報告の信頼性 (3) 事業活動に関わる法令等の遵守 (4) 資産の保全	・業務の有効性と効率性 ・財務報告の信頼性 ・関連法規の遵守
要 素	(1) 統制環境 (2) リスクの評価と対応 (3) 統制活動 (4) 情報と伝達 (5) モニタリング (6) IT（情報技術）への対応	・統制環境 ・リスクの評価 ・統制活動 ・情報と伝達 ・モニタリング

- ・四つの目的はいずれも企業活動を支援するためのものであり、内部統制はそうした目的を達成するために経営者が組織内に構築するものである。
- ・ただし内部統制の万全な構築で目的が 100%達成されるということでない。経営者の立場から見て、四つの目的が達成されていることについて 100%の絶対的な保証ではないが、四つの目的が達成されないリスクを一定水準以下に抑えるという意味での「合理的な保証」を得ることができるように内部統制は構築される。
- ・内部統制は日常業務に組み込まれる形で構築されるものであり、業務に携わる組織内のすべての者が業務を通じて内部統制を遂行するということである。
- ・四つの目的はそれぞれが独立して存在するものではなく、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスであって相互に密接な関連性を有している。
- ・内部統制報告制度は「財務報告に係る内部統制」についての報告制度ではあるが、財務報告は組織における業務の結果が集約されたものであることを考えると、金商法で求めるものが「財務報告に係る内部統制」を評価・報告する制度であっても、他の目的の観点も十分に考慮して内部統制の整備・運用を図ることが大切である。
- ・内部統制の基本的要素とは、「内部統制の目的を達成するために必要とされる内部統制の構成部分がいい、内部統制の有効性の判断の基準となる」とされる。すなわち、組織において内部統制が有効であるというためには、内部統制の目的に応じて六つの要素がすべて適切に整備され運用されているということである。

(5) 内部統制の限界

- ・内部統制は経営者に対して、リスクが受容可能な程度まで低減できたという合理的な保証をもたらすが、絶対的な保証を提供するものではなく、次のような限界があるとされている。
 - (ア) 判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなることがある。
 - (イ) 当初想定しなかった組織内外の環境変化や非定型的な取引等には対応しない場合がある。

(ウ) 内部統制の整備及び運用には、費用と便益の比較衡量が求められる。

(エ) 経営者が不当な目的のために内部統制を無視ないし無効ならしめることがある。

- ・そもそも、人間の行う行為である以上、絶対的な内部統制は存在しない。しかし、内部統制の各基本的要素が一体となって機能し、又外部監査の観点で内部統制の評価が行われることで、その限界はある程度解消されるのではないか。
- ・経営者が組織内に、全社的又は業務プロセスレベルに係る適切な内部統制を構築していれば、複数の者が業務に関わることになり、経営者が無視・無効としようとするような行為は相当程度牽制できるのではないか。
- ・なお、内部統制を無視する又は無効にすることと、正当な権限を受けた者が経営上の判断により内部統制を「逸脱」することとは大きな相違がある。内部統制の逸脱とは、既存の内部統制を構築した段階で想定しなかった環境変化や非定型取引等に対して、経営者等が既存の内部統制を超えて適切な対応を取ることである。

3. 二つの内部統制制度の運用実態

応用地質株の場合を例にとると、二つの内部統制の運用実態は以下のとおりである。

(1) 会社法による内部統制

- ・当社及び関係会社から成る企業集団（以下、当社を含め、「応用地質グループ」という）の業務の適正確保に必要な体制を整備するため、取締役会決議で内部統制基本方針を制定している。平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、平成27年5月8日の取締役会において内部統制基本方針を改正した。

（上段は基本方針、下段は運用状況）

<p>① 応用地質グループ各社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）</p>
<p>a. 経営理念・経営ビジョンに基づく応用地質企業行動指針に則り、法令遵守はもとより社会規範に従って、健全な企業活動を推進する。</p> <p>b. 上記行動指針の徹底を図るため、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアル等に従い、応用地質グループ各社の取締役及び使用人に対して時宜に応じたコンプライアンス教育を行い、コンプライアンス経営の定着を図る。</p> <p>c. 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人に対して内部通報・相談窓口の設置・運営を周知するとともに、通報・相談者が当該通報・相談をしたことを理由に不利益な扱いを受けないように徹底する。</p> <p>d. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察等関連機関と連携し、毅然とした姿勢で対応する。</p> <p>e. 当社内部監査チームは、当社及び関係会社の内部監査を定期的実施する。</p>
<p>応用地質グループでは、応用地質企業行動指針及びコンプライアンスマニュアルを応用地質グループ役職員に配布のうえ、継続的にコンプライアンス教育を行い、企業行動指針遵守の徹底を図っております。</p> <p>又、当社内部監査チームが定期的当社及び関係会社の内部監査を実施する一方、社内の通報窓口に加えて、外部弁護士による社外通報窓口を設置するなど、通報体制の整備・強化にも努めております。</p>

<p>② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）</p>
<p>a. 取締役の職務の執行に係る文書及び情報（取締役会議事録、執行役員会議事録、委員会議事録、稟議書、契約文書等：以下「職務実行情報」という）は、文書管理規程等に従って適切に管理・保存する。</p> <p>b. 必要に応じて運用状況の検証及び規程の見直しを行う。</p> <p>c. 取締役及び監査役は必要に応じて職務実行情報を参照できるものとする。</p>
<p>当社は、取締役会議事録、執行役員会議事録、各種委員会議事録、稟議書等、取締役の職務執行に係る文書（電子的情報を含む）については、文書管理規程等に従って適切に管理・保存しております。</p>
<p>③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）</p>
<p>a. リスク管理を体系的に規定したリスク管理規程に従い、リスクの回避・低減を図る。</p> <p>b. リスク管理に関する統括責任者を代表取締役社長とし、主管部署を置く。</p> <p>c. 事業所責任者は、年初にリスク予防計画を作成して実行する。</p>
<p>当社は、リスク管理規程に基づき、毎事業年度、応用地質グループの業務に関するリスクを識別・評価したうえで「OYOを取り巻く経営リスク一覧」を作成しております。又、これを元に、事業所毎にリスク削減に取り組む項目を選んで、「リスク予防年間計画」を策定しリスク予防活動を実施、毎事業年度末にその実効性評価を行っております。</p>
<p>④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務実施体制）</p>
<p>a. 取締役会は取締役会規程に従い、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。</p> <p>b. 業務執行権限の委譲と執行責任を明確にした執行役員制度により、取締役の経営機能に専念できる体制を確保する。</p> <p>c. 職位、職務、権限等を定めた職務権限規程、稟議規程に従い、適正で効率的な業務執行体制を敷いて経営の迅速化を図る。</p>
<p>当社は、取締役会規程において取締役会で決議すべき事項を定めておりますが、当事業年度中に取締役会を13回開催し、経営の重要事項についての審議並びに取締役の職務執行状況等についての監督を適正かつ効率的に行っております。</p>
<p>⑤ 応用地質グループにおける業務の適正を確保するための体制（応用地質グループ管理体制）</p>
<p>a. 当社は、関係会社に、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程に従い、定期的な報告を提出させるとともに、国内・海外関係会社上申・報告基準に定める上申・報告を義務付ける。</p> <p>b. 当社は、関係会社と経営会議を定期的実施し、グループ経営全般に関する情報交換を行う。</p> <p>c. 当社は、関係会社に、リスク管理に関する規程等の体制を整備させ、各社におけるリスクの回避・低減を図らせる。</p> <p>d. 当社は、関係会社に、その規模や業態等に応じて、各社取締役の職務執行が効率的に行われるよう、上記④に準じた規程等の体制を整備させる。</p>
<p>当社は、国内・海外関係会社管理規程に従い、関係会社から上申・報告を提出させ、上申については必要な社内承認手続きを行っております。</p> <p>又、関係会社から月次業務報告等の定例報告を受け、業務運営状況を確認するとともに、関係会社の経営幹部と定期的に経営会議を実施し、グループ経営全般に関する指示伝達・情報交換等を行っております。リスク管理についても、関係会社にリスク管理に関する規程等の体制を整備させ、その規模や業態に応じた適切なリスク管理の実施を指導しております。</p>

<p>⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項</p>
<p>a. 取締役会は、監査役から補助使用人設置の要請があったときには速やかに対応する。 b. 補助使用人の任命、異動に係る事項については、事前に監査役会の同意を要する。 c. 監査役の指示に基づく補助使用人の業務については、取締役の指揮命令は及ばない。 d. 任命された補助使用人が、監査役の指示に基づく業務の重要性と独立性を十分に理解したうえでその職務を遂行するよう、周知・徹底する。</p>
<p>当社は、監査役の補助使用人を人事発令により任命し、監査役会の事務局業務を担当させておりますが、任命に当たっては、その職務の重要性と独立性を十分に認識するよう徹底しております。</p>
<p>⑦ 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制</p>
<p>a. 応用地質グループ各社の取締役・監査役は、当社監査役の求めに応じて、経営状況に関する報告を適時行うとともに、職務執行に関し重要なコンプライアンス違反又は著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。 b. 応用地質グループ各社の取締役又はコンプライアンス担当部門の責任者は、内部通報制度の運用状況及び通報・相談事項について、定期的に当社監査役に報告を行う。重要な通報・相談事項については直ちに当社監査役に報告する。 c. 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人は、何時にても当社監査役の求めに応じて、業務執行に関する説明を行う。</p>
<p>監査役は、当社の業務執行取締役及び執行役員並びに関係会社の代表取締役に対し、業務執行状況等に関するヒアリングを定期的を実施しております。又、監査役は、コンプライアンス室と情報交換のための会議を定期的に行い、内部通報制度の運用状況等について確認を行っております。なお、社内・社外窓口への内部通報内容については、監査役へ報告される体制を整備しております。</p>
<p>⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の支払い等に関する事項</p>
<p>a. 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。</p>
<p>当社は、監査役の職務執行に当たって生じる費用の支払いについては、速やかに事務処理を行っております。</p>
<p>⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>
<p>a. 監査役は、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席し意見を述べる事ができる。 b. 代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。 c. 監査役会は、会計監査人及び社外取締役と定期的に意見交換会を開催する。</p>
<p>監査役は、取締役会、執行役員会等、当社の重要な会議に出席するとともに、代表取締役、会計監査人及び社外取締役と、定期的に意見交換を実施しております。</p>
<p>⑩ 財務報告の適正と信頼を確保するための体制（財務報告に係る内部統制の評価・報告体制）</p>
<p>a. 応用地質グループの財務報告の適正と信頼を確保するために必要な体制を整備する。 b. 上記システムの有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役に報告する。</p>
<p>応用地質グループの財務報告の適正と信頼を確保するために、毎事業年度、財務報告に係る内部統制の整備状況・運用状況を評価し、その結果を取締役に報告するとともに、評価結果に基づき必要な改善を継続的に実施しております。</p>

(2) 金商法による内部統制（財務報告に係る内部統制の評価の範囲）：連結ベースの評価範囲

評価範囲の決定プロセス

- ・全社的な内部統制：全ての事業拠点
- ・決算・財務報告に係る業務プロセスの評価：経理部門が担当する決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な内部統制に準じて、全ての事業拠点について全社的な観点で評価することが適切と考えられるもの。

：総勘定元帳から財務諸表を作成する手続

：連結修正、報告書の結合及び組替など連結財務諸表作成のための仕訳とその内容を記録する手続

：財務諸表等に関連する開示事項を記載するための手続

- ・決算・財務報告に係る業務プロセス以外の業務プロセスの評価（勘定科目に至る業務プロセス：売上、仕入、原価計算、固定資産、実地棚卸、売掛金回収）

重要な事業拠点の選定

親会社は売上高の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね3分の2程度の割合に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定としているが、国内第1の売上高であり重要な事業拠点の位置付けで実施されている。

*主な監査

コンプライアンス室監査(会社法上)、会計士監査（金融商品取引法上）：監査役及び経理部立会、税理士監査、及び業務監査を実施している。

4. 二つの内部統制での監査役の役割

(1) 会社法の内部統制と金商法の内部統制の比較

	会社法の内部統制	金商法の内部統制
対象会社	大会社及び委員会設置会社	上場会社その他政令で定めるもの
内部統制体制	株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)	会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制
報告書	事業報告	有価証券報告書(とともに内部統制報告書、内部統制監査報告書)
名宛人	株主	内閣総理大臣
義務	①取締役会は内部統制体制の整備を決議 ②事業報告に内部統制体制の決定・決議内容及び運用状況の概要を記載 ③決議内容が相当でないときは、監査役(会)監査報告に記載	①経営者は内部統制報告書を作成(内部統制を整備・運用し、評価する) ②公認会計士等の内部統制の監査証明が必要
決議・更新	1回でも可。決議の都度、事業報告の記載を更新	事業年度毎に有価証券報告書とともに内部統制報告書及び内部統制監査証明を提出
法令上の監査役監査	取締役の決議の内容の相当性について監査し、監査報告に記載	金商法において有価証券報告書に関する監査役監査は法定されていないが、虚偽記載や開示すべき重要事項の遺漏について、監査役

		<p>は取締役とともに投資家に対する賠償責任を負う(監査役は報告書の作成・提出に関与しなくても責任を負う)。</p> <p>→有価証券報告書は法定開示情報であり、有価証券報告書並びに内部統制報告書の作成は取締役の重要な職務である。従って、監査役はその職務の執行に対する監査(業務監査)の一環として、独立した立場から、金商法の整備・運用状況を監視、検証する役割と責任を有する(会社法上の監査役としての監査)</p>
監査役 の 役割	取締役会の決議の内容、運用状況の相当性について監査し、監査報告に記載する。	<p>①独立した立場からの財務報告内部統制の整備・運用の検証</p> <p>② 監査人・内部監査人との連携</p>
牽制	監査報告に不備を記載	<p>金商法上は監査役には監査義務・権限はないので、有価証券報告書及び内部統制報告書への監査意見は表明できない。</p> <p>→会社法の監査報告に不備を記載</p>
監査役 の 立ち位置	監査する立場	監査する立場+経営者に評価され、監査人に検討される立場

(2)それぞれに求められる監査役の立ち位置

監査役は、会社法では「監査する立場」だが、金商法では経営者が内部統制報告書の作成にあたって監査役が監視責任を理解して実行しているかを評価する。監査人は内部統制監査報告書の作成にあたり監査役の監視機能を検討する。すなわち、取締役の職務の執行を監査し、会計監査人の監査方法と結果の相当性を判断する監査役は、金商法上では経営者に評価され、会計監査人に監査・評価されるという相互監視のねじれ現象がある。

一方、経営者(取締役)の職務の執行については監査役が監査するので、有価証券報告書及び内部統制報告書の作成は経営者の法定業務であり、当然に監査役の監査の対象となっている。また、改正会社法では監査役(会)に会計監査人の監査活動の適切性・妥当性を評価することになり、(会計)監査人の内部統制監査報告書の作成も含めて評価の対象になる。

(3)監査役としての役割

会社法の内部統制と金商法の内部統制は別個のものではなく、会社法の内部統制が会社の業務全体を対象とするのに対し、金商法の内部統制はそのうち財務報告に関連する部分を深掘りするものである。したがって、監査役としては取締役の職務の執行を監査するという観点から通常の業務監査の一環として、監査人、内部監査人と連携し、内部統制の整備・運用状況の監視・検証を行っていく役割がある。

5. 内部統制の課題

(1) 内部統制制度はなぜ見直される必要があるのか（第38回SG分科会資料より）

内部統制を取り巻く環境の変化がある。

① CGコードをはじめとした一連のガバナンス改革

- ・収益力・資本効率等の改善につながる「攻めのガバナンス」
- ・「プリンシプルベース・アプローチ」「コンプライ・オア・エクスプレイン」原則
- ・社外取締役の実質義務付けと監査等委員会会社の新設

② 会社法改正による内部統制の拡充 ▶会社法内部統制対応の比重アップ

- ・企業集団内部統制の重視
- ・監査役監査環境の整備
- ・内部統制の運用状況の事業報告での開示と監査役監査

③ 不祥事に対する役員の法的責任追及の厳格化

- ・裁判による企業不正に対する役員への責任追及の厳格化（見逃し責任&内部統制整備責任）
- ・不正リスク対応基準の策定▶会計監査人と監査役の連携の一層の深化▶見逃し責任厳格化
- ・子会社を含む内部統制システム構築責任の増大

(2) 会社法と金融商品取引法における内部統制の統合

・会社法と金融商品取引法の二つの制度の並立の問題がある。以前から、企業内において、両者の関係、あるいは、いかに両者の融合を図るかが問題とされてきている。

・「今般会社法が内部統制の運用についても踏み込んだことで、両制度に係る企業実務の効率性を考えても、両者の統合的な対応を考えるべきときに来ているように思われます」

・「今般の会社法改正では、取締役会が決定する業務の適正を確保する体制について、従来の整備状況だけではなく、運用状況の評価と監査も求められることになりました。整備状況だけであれば、企業内の法務部等によって対応することもできたかもしれませんが、内部統制の運用評価を仮に実質的に実施するとなると、内部統制報告制度の下で内部監査部門等において培われてきた内部統制の運用評価のノウハウが必要になるでしょう。」

・「また、企業側だけではなく、制度としても、いつまでも会社法と金融商品取引法の両制度による別々の規制を課しているのは効率的とはいえません。少なくとも、上場会社である大会社については、統合的な内部統制の制度を検討する必要があると思われます。」

(3) 開示すべき重要な不備の報告状況

・「開示すべき重要な不備の件数が少ないということに関する問題がある。2008年4月から開始された内部統制報告制度であるが、初年度に報告された開示すべき不備（重要な欠陥）はアメリカに比べてかなり少ないものであった。その後、報告件数は年々減って、現在では1%にも満たない数となっている。」

・「開示すべき重要な不備を報告する企業が、年度を追うごとに減少してきていることについてどう考えれば良いのか。一つの考え方は、年度を追うごとに企業の内部統制の改善が図られ、企業社会全体

としてより健全な財務報告にかかる内部統制が実現していると見ることもできる。」

・「しかしながら、問題は訂正報告の件数にある。当初は「内部統制は有効である」と報告しながら、後日の訂正報告書によって、開示すべき重要な不備を報告する企業が相次いでいる。それどころかここ数年は、当初の報告件数を訂正報告による報告件数の方が大きく上回っている状況にある。」

表 2：開示すべき重要な不備の報告状況

内部統制報告書提出日	2009年6月～ 2010年5月	2010年6月～ 2011年5月	2011年6月～ 2012年5月	2012年6月～ 2013年5月	2013年6月～ 2014年5月
内部統制報告書提出企業数	3,785	3,718	3,644	3,589	3,580
開示すべき重要な不備を報告した企業数	92 (2.43%)	34 (0.91%)	15 (0.41%)	22 (0.61%)	20 (0.56%)
評価結果不表明の企業数	15	6	6	1	2
訂正により開示すべき重要な不備を報告した企業数	9	19	31	57	40

(4) 内部統制報告制度の効率化・負担軽減策の影響

・「2008年4月から適用が開始された内部統制報告制度は、3年後の2011年4月から、制度の見直しにより、いわゆるローテーションによる評価を認めるなど、企業実務の負担軽減を図ってきた。また、2014年からは、いわゆる日本版JOBS法により、新規公開企業については、上場後3年間、内部統制監査の適用が免除されることとなった。」

・「こうした負担軽減策は、内部統制報告制度に対するコスト負担が大きいとする企業、とくに中小企業にとっては、メリットがあるだろうが、大規模企業にとっては、内部統制報告制度の下での評価作業があまり効果のないものとなり、単に形式的に制度対応を強いられているという認識を招くものとなっているようにも思われる。」

・「従来、中小規模の公開企業に関しては、財務報告の適正性や業務管理プロセスにおいて問題を抱えているケースが散見されることも事実である。そうした企業にこそ、内部統制報告制度を適用する意義があるといえるのではないか。」

(5) 海外の内部統制規制の影響

・「海外で事業を行う企業の多くは、アメリカのFCPAやイギリスのBA（2011年賄賂防止法）への対応を迫られており、それが喫緊の課題となっている。」

・「FCPAやBAの問題は、日本企業にとって、在外子会社の内部統制をいかに構築するかという問題を提起している。それは今般の会社法改正による企業集団における内部統制の整備・運用の問題と密接にリンクしていると言える。」

(6) 内部統制報告制度の将来像

- ・将来的には内部統制報告制度は財務報告制度に統合される（「統合報告」の一部）
- ・直面する内部統制の制度対応を超えた、企業の内部統制に関するビジョンこそ重要
「あるいは、会社法上、内部統制の整備および運用について事業報告において報告される中で、金融商品取引法の内部統制報告制度も統合されて、会計監査人および監査役等の関与が行われるようになるかもしれません」
「いずれにしても、現在の内部統制報告制度は、日本の財務報告制度の見直しの過程で、大きな展開があるように思われます。」

これからの方向性等について、第38回SG分科会資料より

① いかなる方向に見直す必要があるか

- ・企業の規模や業容に応じて自主的に構築・運用することを重視する
- ・実効的かつ効率的な内部統制システムの構築と不断の見直し
- ・内部統制プロセスを担う経営者と従業員の絶えざる意識向上を促進する
- ・監査役が要となって、内部監査部門と会計監査人が連携できる制度

② 制度見直しをどう実現していくか

- ・制度統合を阻む壁が取り払われなければならない。
二つの官庁（法務省と金融庁）の面子と省益確保
会社法学と会計学・監査論の壁、弁護士と会計士の壁
- ・監査役が果すべき役割
常勤監査役（常勤監査委員も含めて）は実効的で効率的な内部統制システムの評価（監査）の要となるべく積極的なイニシアティブを発揮すべきである。
*内部監査部門の統制環境監査や会計監査人の不正リスク対応は監査役の取締役の職務執行監査と重なる部分が大きく、監査役のサポートが不可欠である。
*全社的内部統制評価は特殊な専門的知識を要するものでなく、監査役の経営全般に関する識見が生きる領域である。個別のプロセス評価は会計監査人や内部監査部門監査に依拠すれば良い。

【参考文献・資料】

(1) 日経文庫 町田祥弘「内部統制の知識」第3版 VIII「内部統制の課題」2015年3月

(2) 2015年7月17日 第38回スティーグループ分科会「金商法内部統制と会社法内部統制」

WG-1 メンバー

三井不動産リフォーム(株)

(元)常勤監査役 太田 剛

丸紅建材リース(株)

常勤監査役 小野 信

ペルノックス(株)

常勤監査役 浅見 博

日本オラキシ(株)

(元)常勤監査役 板垣 隆夫